

○厚生労働省告示第七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第二項の規定に基づき、健康保険法第四十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年八月厚生省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

第八号の次に次の四号を加える。

九 病床数が二百以上の病院について受けた再診（当該病院が他の病院（病床数が二百未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）

十 薬事法第八十条の三第一項に規定する治験に係る診療

十一 薬事法第十四条第一項（同法第二十三条において準用する場合を含む。）又は第十九条の二第一項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品（人体に直接使用されるものに限り、別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）の投与（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院若しくは診療所又は薬局において当該承認を受けた日から起算して九十日以内に行われるものに限る。）

十二 別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が百八十日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）。ただし、次の表の上欄に掲げる期間は、同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

			平成十五年三月三十日まで	別に厚生労働大臣が定める状態等にある者
平成十五年十月一日 から平成十六年三月三十一日まで	百八十日	平成十五年四月一日 から同年九月三十日まで	百八十日	別に厚生労働大臣が定める状態にある者及び平成十四年三月三十一日以前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者
ついては三年）	百八十日（平成十四年三月三十一日以前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者については二年）			百八十日（平成十四年三月三十一日以前の入院期間の全部又は一部が入院期間に通算されることとなる者については二年）